

に聴く



弁護士 宮澤俊夫

105

判例から見る 労働トラブルの 防止対策



性同一性障害者の トイレ使用

一、事案の概要

経済産業省に勤務する国家公務員Xは、トランジエンダー（出生時の性は男であるが、自認している性は女であり、自身の性別に強い違和感を抱いている性同一性障害者はと診断を受けている者）但し性転換手術を受けておらず、戸籍上の性別は男）である。

Xは、経産省に女性用トイレの使用等を認めること等を要望した。同省秘書課はXの部署の全職員を対象として説明会を

行い、特に女性職員の意見も聞いたうえ、Xの部署のある階から二階以上離れた階の女性用トイレの使用を認めた。以後Xは、女性の身なりで勤務するようになり、二階以上離れた階の女性用トイレを使用するようになった。上司から「性転換手術を受けないんだつたら、もう男に戻つてはどうか。手術を受けないまま異動した場合には異動先でもカミングアウトしなければ女性用トイレの使用を認めない」等と言われた。

Xは、人事院に対し、「戸籍上の性別にかかわらず、トイレの使用に制限を設けず、他の一般的な女性職員と同等の待遇を行うこと」等を要求事項とする措置要求をしたが、人事院は全て認められないと判定した。

二、東京高裁令和三年五月二七日判決

1、性自認の法的利益

自らの性自認に基づいた性別で社会生活を送ることは、法律上保護された利益であるというべきである。

2、トイレの利用制限



経産省としては、他の職員が有する性的羞恥心や性的不安などの性的利益を

以上のようく示して慰謝料等十一大円の支払いを認めたのみで、その余のXの請求は全て棄却した。

（宮澤俊夫法律事務所長、愛知県雇用労働相談センター代表弁護士・愛知労働局労災法務専門員）

イラスト・源 安孝

任を果たすための対応であつたというべきである。本件トイレに係る待遇につき、違法性はない。そうしてみると、人事院が要求事項を認めないと判断したことについて、裁判権の範囲を逸脱し、又はその濫用があつたと言えないことは明らかである。

3、上司の発言

そこで、Xは本件判定の取消しを求めるとともに、女性トイレの使用制限を受けていることや上級省において本件トイレに係る待遇を実施し維持していたことは、この責

原審東京地裁令和元年